

第 6 期福岡市介護保険事業計画

(素案)

概 要

平成 26 年 9 月

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状	2
2. 介護保険法の改正の主な内容	3
3. 高齢者を取り巻く課題	4

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築	5
(1) 地域包括ケアシステムが目指す姿	5
(2) これまでの取組みと今後の方向性	5
2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項	6

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計	7
(1) 人口の推計	7
(2) 要介護認定者数の推計	7
2. 介護サービス	8
(1) 日常生活圏域	8
(2) 介護サービスの基盤整備	8
(3) 介護サービスの量の見込み	10
3. 地域支援事業	11
(1) 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業	12
(2) 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業	12
(3) 地域支援事業の量の見込み	13

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費	14
(1) 第6期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費等の 見込み（利用者負担を除いた額）	14
2. 第1号被保険者保険料の考え方	14

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成25年10月1日現在、高齢化率は25.1%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者、8人に1人が75歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

本市では、平成24年3月に平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）」を策定し、その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

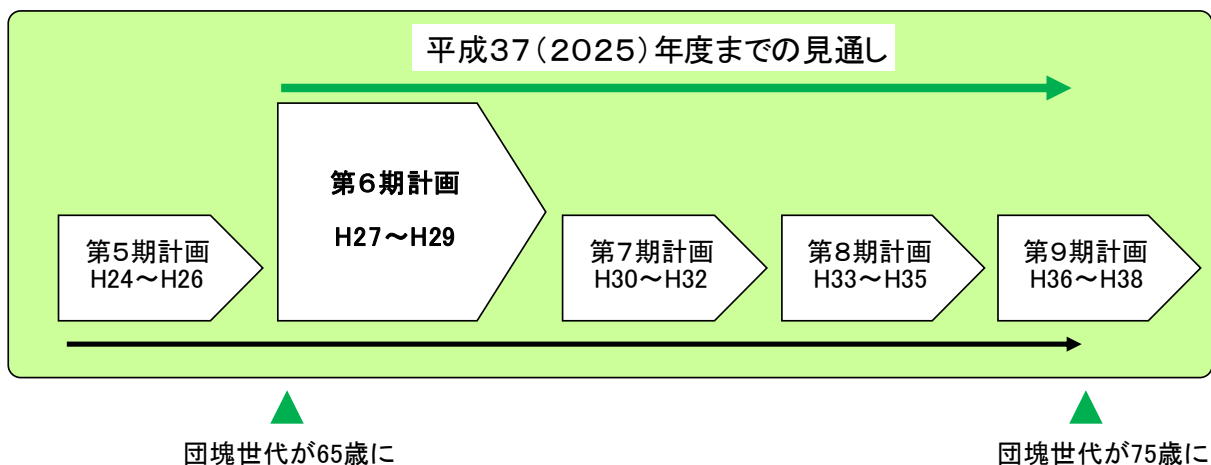
この度、平成27年度から平成29年度までの3年間において、本市における介護保険制度の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「第6期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

第6期介護保険事業計画は、高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくための計画となります。

また、サービスの充実の方向性など、中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値から見た現状

(1) 高齢者数の推移

本市における65歳以上の高齢者数は、平成26年度は29万2,100人で高齢化率は19.7%となっています。また、本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの高齢化は着実に進んでいます。

		H24	H25	H26	H37
総人口		1,456,687	1,470,746	1,482,700	1,561,700
65歳以上		263,624	276,340	292,100	379,400
内訳	前期(65～74歳)	138,369	147,100	157,400	162,400
	後期(75歳以上)	125,255	129,240	134,700	217,000
高齢化率		18.1%	18.8%	19.7%	24.3%

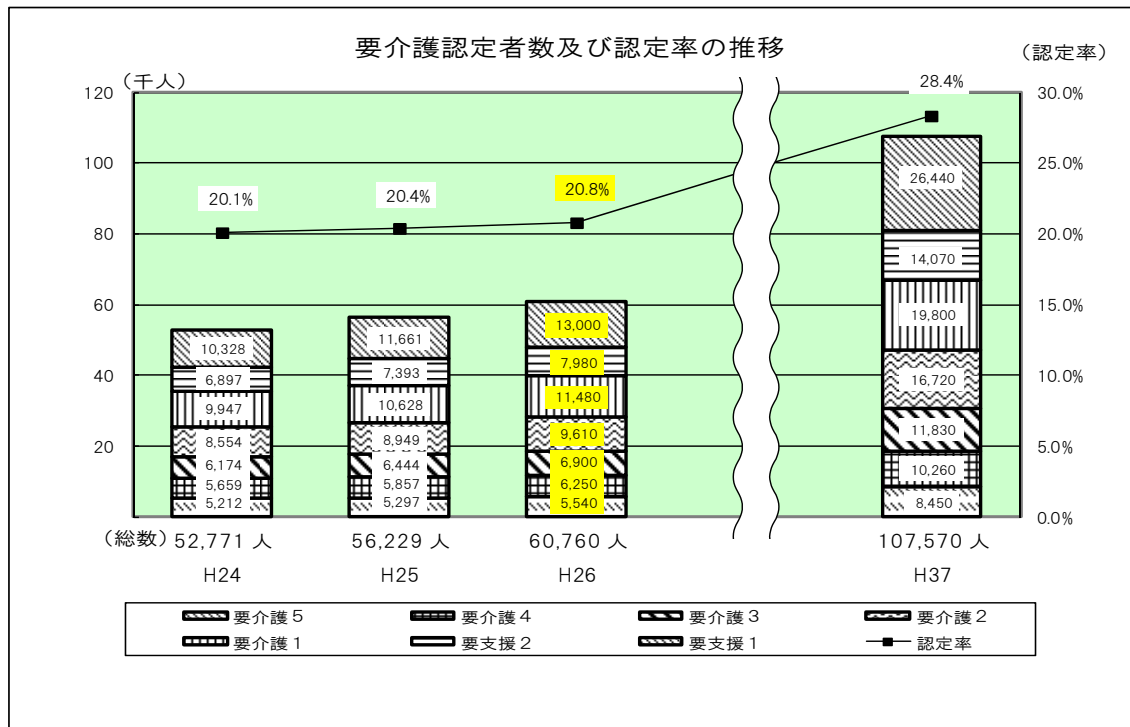
(単位:人)

※ H24,H25は9月末現在の住民基本台帳登録総数。

※ H26,H37は保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 要介護認定者数の推移

認定率(高齢者に占める要介護認定者の割合)は、平成24年度以降は緩やかに上昇しており、特に要支援1の認定率が上昇しています。



(3) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数の推計値）は、毎年増加を続けています。

	H24	H25	H26	(単位:人)
認知症高齢者数	28,504	29,687	32,150	H37 55,730

※ H26, H37は推計値。

※ 福岡市の要介護認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の割合を、要介護認定者の推計に乗じて算出。

2. 介護保険法の改正の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

① サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る。

ア 在宅医療・介護連携の推進 [平成30年4月までに順次]

イ 認知症施策の推進 [平成30年4月までに順次]

ウ 地域ケア会議の推進 [平成27年4月～]

エ 生活支援サービスの充実・強化 [平成30年4月～]

② 重点化・効率化

ア 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 [平成29年4月～]

全国一律の介護予防給付（訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス））を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスの提供を行えるようにする。

イ 特養入所の重点化 [平成27年4月～]

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定する（既入所者は除く）。 ※ やむを得ない状況等による特例的な入所は可能

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

① 低所得者の保険料軽減を拡充 [平成27年4月～]

市民税非課税世帯について、従来の公費負担（給付費の50%）とは別に公費を投入し、負担軽減を図る。

② 重点化・効率化

- ア 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ [平成 27 年 8 月～]
合計所得金額 160 万円以上の利用者の自己負担割合を、原則 1 割から 2 割に引き上げる。
- イ 「補足給付」の要件に資産等を勘案
市民税非課税世帯を対象とした、施設利用者の食費・居住費の負担軽減制度である「補足給付」について、以下の要件を加える。
 - 一定額を超える預貯金等がある場合は、対象外とする。
(単身 1,000 万円, 夫婦世帯 2,000 万円) [平成 27 年 8 月～]
 - 世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は、対象外とする。
[平成 27 年 8 月～]
 - 補足給付の支給段階の判定に、非課税年金(遺族年金, 障害年金)を勘案する。 [平成 28 年 8 月～]

3. 高齢者を取り巻く課題

- 福岡市の特徴のひとつに単身高齢者世帯の多さが挙げられますが、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者が増加しており、生活支援の必要性が高まっています。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するためには、介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで、多様な担い手による多様なサービスの提供が不可欠であり、NPO 法人やボランティアの育成、地域組織等の活動支援などが重要となります。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費も年々増加しており、介護保険制度の運営や高齢者の保険料の負担に多大な影響を与えていることから、生活機能が低下した方のみならず、全ての高齢者への介護予防事業の推進や、健康づくりへの取り組みがより重要となってきています。
- 高齢者実態調査によると、高齢者の 6 割程度、介護者の 7 割以上は住み慣れた在宅での生活や介護を希望しており、そのためには夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要です。一方で、入所・居住系ニーズへの適切な対応も必要であり、きめ細かでバランスの取れた介護基盤の整備を行うことが求められています。
- 同じく高齢者実態調査によると、住宅の住み替えで困ったことがある高齢者は約 3 割に達しており、多様化する高齢者の状況やニーズに対応した住まいの確保や、高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居するための取り組みを進める必要があります。

これらの課題を解決し、介護や医療の必要性が高くなっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けていくため、地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図る必要があります。

第3章 地域包括ケアシステムの構築

1. 福岡市における地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年度に向けて、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) これまでの取組みと今後の方向性

① 「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」による検討（平成24年度～）

医療機関、介護事業所、地域包括支援センター、行政などの関係機関・団体の代表者で構成する「福岡市地域包括ケアシステム検討会議」を平成24年度より設置し検討を進めています。具体的には、「医療」「介護」「保健（予防）」「生活支援」「住まい」の5分野ごとに現状や課題、取り組むべきこと等について検討しています。

② モデル事業の実施（平成25・26年度）

上記の検討を通じて見えてきた課題に対し、下記のモデル事業を実施しています。

ア モデル事業A

「医療分野と介護分野の連携が十分でない」「特に高齢者が医療機関から在宅に退院するときの専門スタッフの連携が十分でない」という課題が抽出されたため、平成25年度に退院予定の高齢者の支援を通じて医療機関やケアマネジャー、介護事業所等が連携の強化を図る「退院時連携モデル事業」を実施しました。また、平成26年度は退院時のみでなく在宅での支援を含めた専門スタッフの連携強化を図る「医療介護の連携強化モデル事業」を実施しています。

イ モデル事業B

地域での支えあい、助け合いの仕組みづくりのため、地域における高齢者に関する課題を住民自らが見つけ、解決していくための取組みを実践する「高齢者地域支援モデル事業」を、平成25年度は東区・中央区の4校区、平成26年度は全区で各区1～2校区で実施しています。

③ 今後の方向性（平成27年度～）

モデル事業の結果等を踏まえ、検討会議で平成26年度中に作成する今後3年間のアクションプランに基づき、関係機関・団体と行政が連携して取組みを進めます。

2. 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、福岡市医師会等の協力を得つつ、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、在宅医療・介護サービス等の情報共有等様々な局面で連携を図ることのできる体制の整備などに取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、福岡市医師会や認知症疾患医療センターを中心に医療と介護の連携を強化し、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じて、総合的かつ継続的な支援体制を推進していきます。

また、地域密着型サービスの整備等については、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等をより身近なところで整備できるよう、日常生活圏域の設定を細やかにすることで地域的偏在が起らないよう整備を進めるとともに、既存事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを進めていきます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーターの配置等を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。

あわせて、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

また、「社会参加」や「生きがいの充実」などが、高齢者自身の介護予防にもつながることが期待できることから、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランティア活動等を支援していきます。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

個々の高齢者の状況やニーズに対応した多様な住まいの確保のため、高齢者が居住する住宅の改造相談への対応や改造費用の助成により、バリアフリー化を支援するとともに、高齢者向けの住宅や施設の供給促進などを図ります。

また、多様化する高齢者の心身の状況や住まいのニーズに沿った情報の提供により、高齢者が安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、高齢者が円滑に入居するための支援策を検討します。

第4章 サービス量の見込みと確保方策

1. 人口と要介護認定者の推計

(1) 人口の推計

人口の将来推計では、第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）期間の最終年度である平成29年度には高齢者数が32万6,300人で高齢化率が21.6%となり、高齢化が一層進展していきます。

(単位:人)

		H27	H28	H29
総人口		1,493,700	1,503,800	1,512,800
65歳以上		304,800	316,500	326,300
内訳	前期（65～74歳）	164,000	168,300	171,000
	後期（75歳以上）	140,800	148,200	155,300
高齢化率		20.4%	21.0%	21.6%

※ H27～29は保健福祉局で
コーホート要因法を用いて推計した数値。

(2) 要介護認定者数の推計

現在、介護予防事業や予防給付の実施により、要介護認定者が増加しないよう努めており、現状のまま推移した場合、平成29年度における要介護認定者数は、約7万4,000人になると見込んでいます。

(単位:人)

	H27	H28	H29
要支援1	14,350	15,750	17,220
要支援2	8,560	9,160	9,800
要介護1	12,260	13,080	13,940
要介護2	10,230	10,890	11,590
要介護3	7,320	7,770	8,240
要介護4	6,590	6,950	7,330
要介護5	5,750	5,990	6,240
合計	65,060	69,590	74,360
認定率	21.3%	22.0%	22.8%

2. 介護サービス

(1) 日常生活圏域

① 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

このため、第3期介護保険事業計画より地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる日常生活圏域を設定しています。

今後、高齢者数の増加に対応した地域密着型サービスの整備を進めていくうえで、より身近な場所への事業所整備が重要であることから、さらにきめ細かな圏域設定が必要となっているため39圏域から59圏域へと設定の見直しを行いました。

<設定の方針>

中学校区単位を基本としつつ、地域包括支援センターの圏域を考慮しながら設定を行いました。

(2) 介護サービスの基盤整備

介護サービスについては、市民のニーズに適切に対応していくため、中・長期的な視点から、次の3つの基本方針に基づき整備を進めていきます。

<中・長期的な基本方針>

- ① 長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスへシフト
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの一定量の確保

第6期計画期間においては、上記の基本方針を踏まえ、以下の整備方針に基づき適切な整備を図ります。

<第6期計画期間における整備方針>

- ① 在宅生活を支えるサービスの拡充
- ② 住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充
- ③ 入所・居住系ニーズを担保する施設サービスの整備

ア 施設・居住系サービスの整備

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など介護保険施設については、第6期計画期間における利用量に見合うサービス基盤を確保できるよう計画的に整備を進めます。

また、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進むよう努めます。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
※1 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） [当該年度の整備量]	5,340 人分 [215 人分]	5,635 人分 [295 人分]	5,930 人分 [295 人分]
介護老人保健施設 [当該年度の整備量]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]	2,627 人分 [－]
※2 特定施設入居者生活介護 [当該年度の整備量]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]	4,171 人分 [－]

※1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標（量）については、地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む。

※2 特定施設入居者生活介護の整備目標（量）については、地域密着型特定施設入居者生活介護の定員数を含む。

イ 地域密着型サービスの整備

在宅での24時間365日の切れ目ないサービスを提供するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについて、地域的偏在やサービスの質の向上などに留意しながら整備していきます。

また、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ、高齢者数の増加に見合う定員数を確保していきます。

※なお、日常生活圏域ごとの整備数量については、高齢者数や地域的偏在及びサービスの質の向上に留意しながら、年度ごとに決定します。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの整備目標

区 分	H27	H28	H29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [当該年度の整備量]	7 事業所 [2 事業所]	10 事業所 [3 事業所]	13 事業所 [3 事業所]
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス [当該年度の整備量]	54 事業所 [11 事業所]	64 事業所 [10 事業所]	74 事業所 [10 事業所]

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備目標（量）

区 分	H27	H28	H29
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） [当該年度の整備量]	2,029 人分 [180 人分]	2,155 人分 [126 人分]	2,281 人分 [126 人分]

(3) 介護サービスの量の見込み

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	H27年度	H28年度	H29年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	回/月	185,800	201,490	219,510
	訪問入浴介護	回/月	2,090	2,190	2,350
	訪問看護	人/月	2,850	3,030	3,230
	訪問リハビリテーション	回/月	5,900	6,420	6,890
	居宅療養管理指導	人/月	8,640	10,050	11,710
	通所介護（デイサービス）	回/月	152,770	136,480	154,270
	通所リハビリテーション（デイケア）	回/月	40,490	42,220	44,070
	短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	20,540	21,550	22,640
	短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	1,350	1,430	1,370
	特定施設入居者生活介護	人/月	2,570	2,640	2,690
	福祉用具貸与	人/月	14,380	16,360	18,640
	特定福祉用具販売	件/月	300	320	330
	住宅改修	件/月	260	270	290
	居宅介護支援	人/月	23,580	25,850	28,380
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	230	320	430
	夜間対応型訪問介護	人/月	120	170	250
	認知症対応型通所介護	回/月	4,660	4,780	4,780
	小規模多機能型居宅介護	人/月	600	740	880
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人/月	1,940	2,060	2,180
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	50	50	50
	複合型サービス	人/月	120	120	120
地域密着型通所介護	回/月	—	35,530	40,160	
施設	介護老人福祉施設※1（特別養護老人ホーム）	人/月	5,070	5,350	5,630
	介護老人保健施設	人/月	2,490	2,490	2,490
	介護療養型医療施設	人/月	830	830	830

※1 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付（要支援1・2）

サービス区分		単位	H27年度	H28年度	H29年度
在宅	介護予防訪問介護（ホームヘルプ）	人/月	7,490	7,790	3,890
	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
	介護予防訪問看護	人/月	370	380	390
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	680	680	740
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	630	680	740
	介護予防通所介護（デイサービス）	人/月	6,760	6,150	3,070
	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	人/月	1,220	1,250	1,260
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日/月	460	510	550
	介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日/月	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	420	420	420
	介護予防福祉用具貸与	人/月	5,570	6,660	7,940
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	200	220	220
	介護予防住宅改修	件/月	240	270	280
	介護予防支援	人/月	14,880	16,180	13,270
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	60	70	80
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	人/月	10	10	10
	介護予防地域密着型通所介護	人/月	—	1,600	800

3. 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

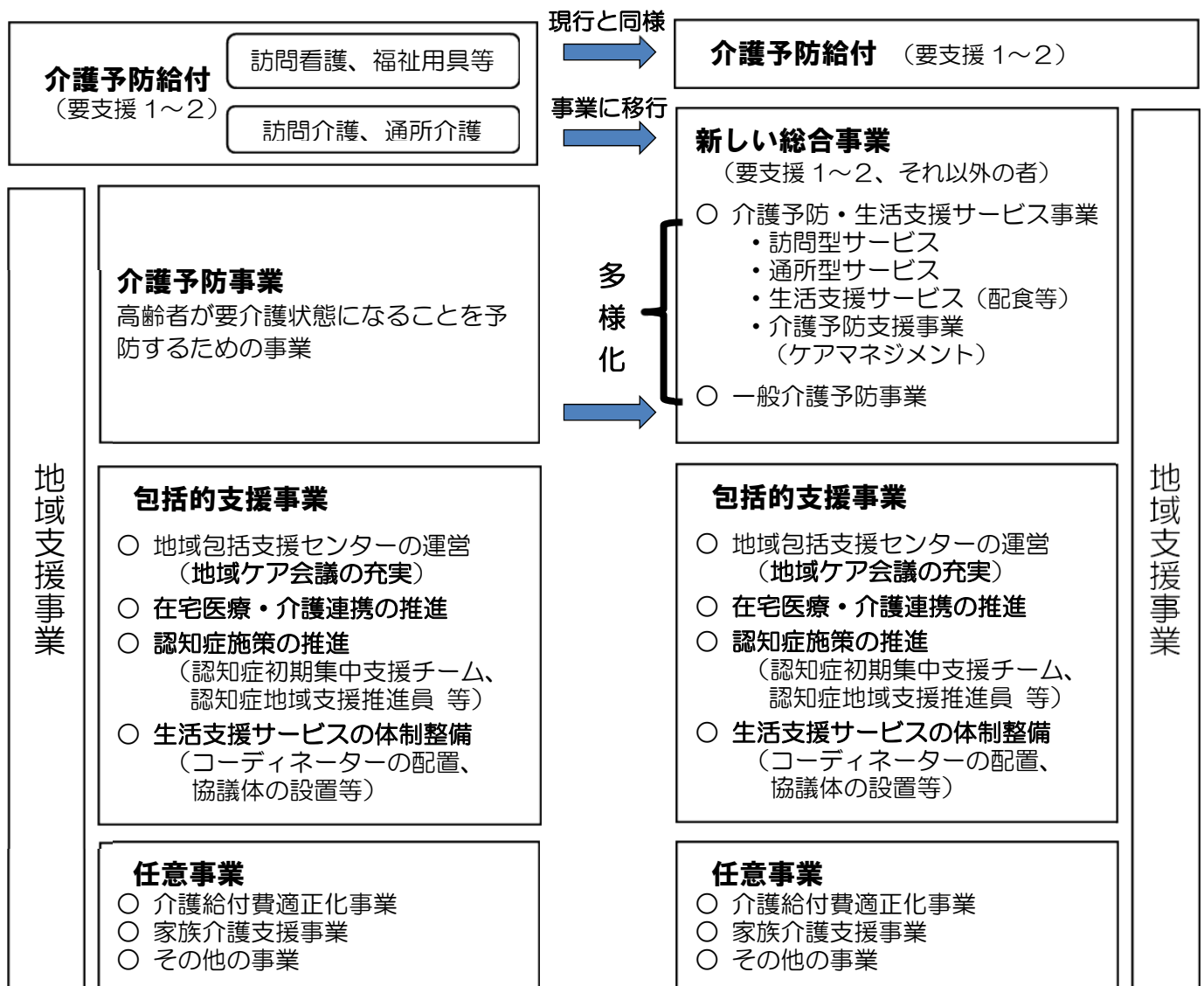
なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）の開始前と開始後で、実施内容が大きく異なります。

地域支援事業の全体像

新しい総合事業 開始前

新しい総合事業 開始後

(平成 29 年度以降)



(1) 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業

平成 27 年度から平成 28 年度までの地域支援事業は、第 5 期介護保険事業計画と同じく介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業で構成しています。

① 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることを予防するための事業です。これまでは、主として活動的な高齢者と、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者に対象を分け事業を実施していましたが、平成 27 年度より、分け隔てなく、全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

② 包括的支援事業

高齢者の増加への対応や更なる地域との連携強化を図るため、平成 27 年度から、地域包括支援センターを 18 か所増設し、57 か所に拡大します。また、これまでの地域包括支援センターによる総合相談支援等に加え、以下の事業について既存事業も含め検討し実施します。

- 在宅医療・介護連携の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]
- 認知症施策の推進 [平成 30 年 4 月までに順次]
- 生活支援サービスの充実・強化 [平成 30 年 4 月～]

③ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。

(2) 新しい総合事業を開始した後の地域支援事業

① 新しい総合事業

「新しい総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

なお、事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加え NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組み等のための準備期間を設け、平成 29 年度から実施します。

② 包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業及び任意事業は、平成 27 年度・28 年度での検討状況を踏まえて、実施していきます。

(3) 地域支援事業の量の見込み

○地域支援事業

区分	事業名	推 計		
		H27	H28	H29
介護予防事業	高齢者創作講座・老人教室事業 *	228,154 人	234,770 人	新しい総合事業
	生きがいと健康づくり推進事業 *	22,850 人	23,513 人	
	ふれあいサロン *	14,360 人	14,444 人	
	介護支援ボランティア事業	1,206 人	1,253 人	
	生き生きシニア健康福岡21事業 *	64,633 人	65,538 人	
	シニア健康教室	1,501 人	1,563 人	
	訪問型介護予防事業	54 人	75 人	
包括的支援事業	いきいきセンターふくおか運営等経費	57 か所	57 か所	57 か所
	高齢者虐待防止ネットワーク事業	1 回	1 回	1 回
	在宅医療・介護連携の推進	実施可能な事業から開始し、平成30年4月1日 までには、全ての事業を実施		
	認知症施策の推進			
	認知症施策総合推進事業	48,000 人	54,000 人	60,000 人
	認知症ケア向上推進事業	平成29年度から実施		
任意事業	家族介護支援事業			
	徘徊高齢者等ネットワーク事業	729 人	770 人	811 人
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	22 人	22 人	22 人
	おむつサービス事業	4,341 人	4,889 人	5,506 人
	家族介護支援事業	56 人	56 人	56 人
	徘徊高齢者等ネットワーク事業(拡充)	233 人	253 人	273 人
	その他事業			
	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	18 人	18 人	18 人
	居宅介護支援事業者業務支援事業	323 人	323 人	323 人
	ふれあい相談員派遣事業	336 人	336 人	336 人
	介護支援専門員資質向上事業	120 人	120 人	120 人
	安心情報キット配付事業	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	あんしんショートステイ事業	3,398 人	3,689 人	4,005 人
	住宅改造相談事業 *	2,787 人	2,787 人	2,787 人
	声の訪問事業	474 人	472 人	470 人
生活支援ショートステイ事業	9 人	9 人	9 人	
配食サービス事業	347 人	304 人	267 人	
緊急通報体制整備事業	6,100 人	6,279 人	6,463 人	

※ *は延べ利用者数、その他は実利用者数

※ 介護支援ボランティア事業は実活動者数

※ いきいきセンターふくおか運営等経費については、地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)の設置箇所数

※ 高齢者虐待防止ネットワーク事業については会議の開催回数

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

1. 第6期介護保険事業計画における事業費

(1) 第6期計画期間（平成27～29年度）における保険給付費等の見込み （利用者負担を除いた額）

支出区分	第6期計画	第5期計画
保険給付費	2,913億円	2,427億円
地域支援事業費	118億円	58億円
支出合計	3,031億円	2,485億円

※支出合計のうち、約22%を第1号被保険者保険料で負担することになります。

2. 第1号被保険者保険料の考え方

第6期の介護保険料は、低所得者の保険料軽減を拡充するため、新たに公費が投入されるなど、保険料段階や乗率の見直しが実施されます。

そのため、第6期においては、国の動向を踏まえた乗率の見直しを行います。

(1) 公費投入による乗率の見直し

低所得者（市民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、新たに公費（国・県・市）を投入し、乗率の引き下げを行います。

(2) 保険料所得段階の見直し

国における保険料所得段階の見直しにあわせ、第1段階及び第2段階を統合するとともに、第3段階と第4段階の特例割合を標準化します。

(3) 低所得者等への配慮

収入や資産等一定の基準を満たす方に対し、保険料額を新第2段階及び新第3段階から新第1段階に下げる独自の軽減制度を継続するなど、保険料負担が難しい方への配慮を行います。

(4) 介護給付費準備基金の活用

第5期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第6期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

(5) 保険料基準額（月額）

第6期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていること等により確定にいたっておりませんが、現状では5,800円～6,200円程度と見込んでいます。

<第6期>

区 分			計算方法	保険料月額	
新第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給, 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.3程度	1,740~1,860 円程度
新第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5程度	2,900~3,100 円程度
新第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.7程度	4,060~4,340 円程度
新第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9程度	5,220~5,580 円程度
新第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,800~6,200 円程度
新第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下		基準額 ×1.10	6,380~6,820 円程度
新第7段階		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満		基準額 ×1.30	7,540~8,060 円程度
新第8段階		本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満		基準額 ×1.60	9,280~9,920 円程度
新第9段階		本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満		基準額 ×1.80	10,440~11,160 円程度
新第10段階		本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満		基準額 ×2.00	11,600~12,400 円程度
新第11段階		本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満		基準額 ×2.20	12,760~13,640 円程度
新第12段階		本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満		基準額 ×2.40	13,920~14,880 円程度
新第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上		基準額 ×2.50	14,500~15,500 円程度

<参考：第5期>

区 分			計算方法	平均月額 保険料額	
第1段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給	基準額 ×0.45	2,413 円
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×0.45	2,413 円
特例 割合			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	3,485 円
第3段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える	基準額 ×0.75	4,022 円
特例 割合			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	基準額 ×0.93	4,987 円
第4段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える	基準額 ×1.00	5,362 円
第5段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	5,898 円	
第6段階		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	基準額 ×1.30	6,971 円	
第7段階		本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	8,579 円	
第8段階		本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	9,652 円	
第9段階		本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	10,724 円	
第10段階		本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	11,796 円	
第11段階		本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	12,869 円	
第12段階		本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	13,405 円	